

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。
当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和 7 年 6 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

(1) 業務名

令和 7 年度大規模商談会出展支援業務委託

(2) 目的

国内の大規模商談会『スーパーマーケット・トレードショー 2026』（以下「SMTS 2026」という。）に「茨城県ブース」を設置し、県内生産者・事業者の出展を支援する。

全国のバイヤー等への営業・商談を通じて、本県農産物・加工品の新たな販路開拓を推進する。

(3) 業務内容

別紙「令和 7 年度大規模商談会出展支援業務委託仕様書」による。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 見積限度額

金 7,187,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める。）。

2 プロポーザルの参加者に要求される資格案件

以下の要件すべてを満たすものとする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (5) 過去 5 年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案を審査するための評価項目

項 目	評価事項
提案内容の的確性	・ 事業の目的を十分に理解し、仕様書の内容を充足する内容になっているか。 ・ 農林水産物及びこれらを原料とする加工品の実態や PR 方法をよく理解し、販路拡大が期待できる内容となっているか。
提案内容の独創性	・ 提案者による創意工夫がなされているか。 ・ ブース装飾や会場設営についての経験やノウハウを有しており、高い集客を期待できる提案内容となっているか。
提案内容の実現性	・ 提案者の実績・体制等もふまえ、提案された内容は現実的であり、確実に履行できる内容となっているか。
見積額の妥当性	・ 提案した内容に対し妥当な積算がなされているか。
配置予定者の専門性・実績	・ 提案者は提案内容を実施するうえで十分な人員を確保しているか。また、十分な専門性を有しているか。
工程の妥当性	・ 事業のスケジュールは妥当であり、十分実現可能な計画となっているか。
同種及び類似業務の実績	・ 過去に本事業に関連した類似の実績を持ち、提案内容を実施するためのノウハウを有しているか。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県営業戦略部県産品販売課 青果物グループ

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

電話：029-301-2855 F A X：029-301-2859

電子メール：nouyu@pref.ibaraki.lg.jp

(2) プロポーザルに関する質疑受付・回答

ア 質疑の提出方法

質疑・回答書(別紙)により、F A X又は電子メールで提出するものとする。

なお、質疑を提出したときは、電話で送信確認を行うこと。

イ 質疑受付期間

令和7年6月26日(木)から7月9日(水)正午までとする。

ウ 提出先

4(1)担当部局に同じ。

エ 回答方法

質疑は、令和7年7月9日(水)午後5時までにF A X又は電子メールにより回答する。

なお、回答書の記載事項は、公告説明文の追加または修正とみなす。

5 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出書類及び部数

- ア 企画提案提出書（様式1） 1部
- イ 会社・団体概要（様式2） 1部
- ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3） 6部
- エ 資格要件に関する申立書（様式4） 1部
- オ 企画提案書（様式自由とするが、提案者名が分かるような記載はしないこと） 6部
下記の事項を記載すること

(ア) SMTS2026出展に向けた事前のマッチング

実施時期、実施場所、実施方法及び体制について、具体的な内容を記載すること。

(イ) SMTS2026会場における「茨城県ブース」の企画・運営（設営・撤去含む）

ブースのテーマ、イメージ、デザイン、ブース内の配置等、高い集客を得るための具体的な内容を記載すること。

(ウ) 商談用パンフレットの作成

作成する商談用パンフレットのデザイン及び内容を記載すること。

(エ) ノベルティグッズの作成

作成するノベルティグッズの仕様及びデザインを記載すること。

(オ) SMTS2026出展事業者に対する出展成果についての調査

(カ) その他（ア）～（オ）以外の内容で、提案できる内容があれば記載すること。

(キ) 業務実施体制、配置予定者の業務経験・手持ち業務の状況

業務全体について、人員配置や役割、業務の流れ等を明記すること。

(ク) 工程計画

想定業務等について工程表の形式で記載すること。

(ケ) 再委託の有無及び予定

(コ) 費用見積額

項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。

(2) 提出期限 令和7年7月10日（木）

(3) 提出先 4（1）担当部局に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る

(5) 留意事項 企画提案書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、県の休日及び正午から午後1時までを除く）。郵送の場合には、令和7年7月10日（木）までに到着したものを有効とする。

6 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時・場所

企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

(2) その他

ア プレゼンテーションは、非公開とする。

イ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

7 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) プロポーザルの審査内容に関しては、一切公表しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として茨城県に納付する。

ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 条）第 138 条第 2 項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

(別紙)

茨城県営業戦略部県産品販売課 青果物グループ 行
(FAX : 029-301-2859、電子メール : nouyu@pref.ibaraki.lg.jp)

令和 7 年度大規模商談会出展支援業務委託 質疑・回答書

名 称 :

担当者名 :

連 絡 先 :

質 問 内 容
回 答 内 容

(様式 1)

令和 7 年度大規模商談会出展支援業務委託企画提案提出書

令和 7 年 6 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(県産品販売課扱い)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

この業務を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

氏名 (ふりがな)	
所属	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

(様式2)

会社・団体概要

商号又は名称	
代表者	
住所	
資本金	
設立年月日	
従業員数	
事業内容	
主な支店・営業所	

※会社・団体の概要に関するパンフレット等を添付すること（提出部数1部）。

(様式3)

過去5年間の同種又は類似業務の実績

事業名	発注者 商号又は名称 住所 電話番号	業務の概要	契約金額（千円） 履行期間

※5件まで記載すること。

(様式 4)

資格要件に関する申立書

令和 7 年 6 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(県産品販売課扱い)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

令和 7 年度大規模商談会出展支援業務委託の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- 5 過去 5 年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。
- 6 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。